

# 「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」の勧告に伴う政策への反映状況（3回目の回答）

勧告先：法務省、文部科学省  
勧告日：平成24年4月20日

回答日（1回目）：平成25年 1月24日～2月1日  
回答日（2回目）：平成26年 6月 4日～6月 5日  
回答日（3回目）：平成27年10月 7日～10月27日

## 主な勧告

### 1 司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討（法務省）

司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。



法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日）において、直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきとされた。法務省では、必要なデータ集積を継続し、法曹の輩出規模を引き続き検証。

### 2 法学未修者対策の強化（文部科学省）

未修者については、修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。



法学未修者が法律基本科目について柔軟なカリキュラムを組めるよう法令の運用を見直し。  
共通到達度確認試験（仮称）<sup>(注)</sup>について平成27年3月に未修者1年次を対象として第1回試行試験を実施、第2回試行試験は28年3月に対象を1、2年次に拡大して実施予定。

(注) 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組み。

### 3 法科大学院の入学定員の更なる削減等（文部科学省）

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。



これまで数次にわたる公的支援の見直しを実施した結果、平成28年度の法科大学院の入学定員は、2,724人となる見込みであり、ピーク時（19年度）の5,825人から約55%削減される予定。

また、法曹養成制度改革推進会議で示された法曹人口の在り方を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模を検討中。

### 4 法科大学院に対する公的支援の見直し（文部科学省）

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。



公的支援の見直しにおいては、未修者の司法試験合格率など、多様な人材の確保にも配慮した指標を用いるとともに、優れた取組の提案を評価して加算する仕組みを平成25年11月に創設。

その結果、上記定員の削減など、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に推進。

## 主な政策への反映状況

## 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価の結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価結果（総合性確保評価） (平成 24 年 4 月 20 日勧告)
関係行政機関	法務省（回答日：（1回目）平成 25 年 1 月 24 日　（2回目）26 年 6 月 4 日 （3回目）27 年 10 月 7 日） 文部科学省（回答日：（1回目）平成 25 年 2 月 1 日　（2回目）26 年 6 月 5 日 （3回目）27 年 10 月 27 日）

### 政策の評価の観点及び結果

#### ○ 評価の観点

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

#### ○ 評価の結果

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している（平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者（注）からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等の効果がみられた。

（注）法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者（法学既修者）以外の者をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。）第 18 条第 2 項）、法学既修者については 2 年（設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項）とされている。

一方、今回の調査の結果、以下のようないくつかの課題がみられる。

i ) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。

ii ) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、目標値（例えば約 7～8 割）が例示されている。しかし、法科大学院修了後 5 年間の受験機会を経た後の合格率（累積合格率）は、司法試験受験者が法学既修者のみであった平成 17 年度修了者については、69.8% と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む 18 年度修了者については、49.5% にとどまっており、单年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した 19 年は 40.2% であったものが 23 年には 23.5% に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23 年の合格率は法学既修者が 35.4% であるのに対し法学未修者は 16.2% となっている。

iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るため、平成 21 年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率 2 倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めていたほか、入学者の多様性

の確保等を求めていいる。

しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。

文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めていいる。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。

司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」

(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成 17 年度には 45.6% であったものが、23 年度には 32.0% に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっていること、法科大学院の制度設計に反するところがないよう注意することが必要である。

iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。

厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル（第2次修正案）が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成 24 年 3 月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。

v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成 24 年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率（2 倍未満）及び司法試験合格率（3 年連続して全国平均の半分未満等）の 2 つの指標の両方に該当することである。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2 倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けて情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るため、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成 22 年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院修了後 5 年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成 23 年度で 4,252 人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した 38 法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約 3 割となっており、5 年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約 3 割みられる。

勧告	政策への反映状況
<p>1 法曹人口の拡大 司法試験の合格者数に関する年間数値目標について は、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。 (法務省)</p>	<p>→ : 1 回目の回答 → : 2 回目の回答 ⇒ : 3 回目の回答</p> <p>(法務省)      → 政府においては、平成 23 年 5 月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成 24 年 5 月 10 日に論点整理を取りまとめた。その後、平成 24 年 8 月 3 日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 54 号）及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づき、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。同年 8 月 28 日に開催された第 1 回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が行われた。また、同年 9 月 20 日に開催された第 2 回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。      なお、同年 9 月 11 日、平成 24 年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102 人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。      検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第 10 回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。      閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成 25 年 8 月 2 日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>→ 平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により設置された法曹養成制度検討会議において、平成 25 年 6 月 26 日、意見が取りまとめられた。</p> <p>司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、同取りまとめにおいて、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはないしつつも、現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば、現時点において、司法試験の年間合格者数を 3,000 人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは、現実性を欠くとされた。また、今後の法曹人口の在り方については、当面、このような数値目標を立てることはせず、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要があり、そのために、その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科大学院、司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ、法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を 2 年以内に公表するべきであり、その後も継続的に調査を実施するべきであるとされた。</p> <p>これを踏まえ、平成 25 年 7 月 16 日、同取りまとめを是認する内容の法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされたことにより、司法試験の年間合格者数の数値目標は、事実上撤回された。</p> <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、同閣僚会議決定を踏まえ、平成 25 年 9 月 17 日、内閣官房長官を議長とし、関係 6 大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議を開催し、また、その下で法曹養成制度改革顧問会議を開催することとして、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について提言をするべく、同顧問会議からの意見を聴きながら、27 年 7 月 15 日を期限として、司法試験合格者数に関する年間数値目標の検討に関するものも含め、必要な調査等を実施しており、司法制度等を所管している法務省としては、調査等について、必要な協力をしているところである。</p> <p>⇒ 政府においては、平成 25 年 7 月 16 日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定に基づき、内閣官房長官を議長とし、関係 6 大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議の下で、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、あるべき法曹人口について検討を行う上で必要な調査を行い、平成 27 年 4 月 20 日付で、その調査結果を法曹人口調査報告書として取りまとめ、公表した。</p> <p>同調査結果を踏まえ、同室において「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ案）」が取りまとめられ、法曹養成制度改革顧問会議の意見を聴きながら、検討が進められた。</p> <p>こうした検討を踏まえ、同推進会議において、平成 27 年 6 月 30 日、今後の法曹養成制度の在り方について決定がなされた。</p> <p>同決定においては、今後の法曹人口の在り方について、「新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも 1,800 人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多く</p>

勧告	政策への反映状況
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>	<p>の質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とされた。</p> <p>その上で、「法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。」とされた。</p> <p>法務省としては、今後、同決定を踏まえ、関係機関・団体の協力を得ながら、必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行う。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成 24 年 7 月 19 日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成 24 年 7 月 20 日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下「未修者教育WG」という。）において、平成 24 年 11 月 30 日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>→ 法科大学院における教育の質の向上について、平成 25 年 7 月の法曹養成制度関係閣僚会議決定においては、法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講すべき措置の内容及び時期が示されたところである。さらに、平成 25 年 9 月からは、政府における新たな検討体制として、法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議が設置され、上記関係閣僚会議決定で提示された検討事項について、今後 2 年（平成 27 年 7 月）を目途に検討し、結論を得るべく審議が進められているところである。</p> <p>このような中、文部科学省としては、上記関係閣僚会議決定等を踏まえ、法科大学院に対する公的支援の見直しの更なる強化策を公表（平成 25 年 11 月 11 日）した。また、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）が取りまとめられた。</p> <p>今後、これらを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院に対する連携・連合、改組転換の促進、「適格認定の厳格化」など認証評価結果に応じ</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>た組織見直しの促進、今後の法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方の整理による法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示や、共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化等の法学未修者教育の充実などによる法科大学院教育の質の向上に関する取組を進める。</p> <p>⇒ 平成 26 年 10 月 9 日に中央教育審議会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において取りまとめられた「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」を踏まえ、文部科学省は同年 11 月に、①入学定員の見直しなど組織見直しの促進、②法学未修者教育の充実や共通到達度確認試験（仮称）の導入など教育の質の向上、③時間的・経済的負担への対応など誰もが法科大学院で学べる環境づくり、の 3 つの観点から総合的な改革方策を公表した。</p> <p>教育の質向上に向けた取組としては、法科大学院教育の質の向上のために、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価できるよう、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成 16 年文部科学省令第 7 号。以下「細目省令」という。）を改正し、27 年 4 月に施行した。</p> <p>また、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に第 2 回試行試験の基本的な方向性を取りまとめた。第 2 回試行試験は、28 年 3 月に、対象を 1・2 年次に拡大し、法学既修者も含めて実施する予定である。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（平成 26 年 8 月 11 日文部科学省高等教育局長）を発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めた。</p> <p>平成 27 年 6 月 30 日に法曹養成制度改革推進会議において決定された「法曹養成制度の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）では、法曹人口の在り方が示されるとともに、平成 30 年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね 7 割以上。）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すこととされた。</p> <p>文部科学省では、推進会議決定で示された法曹人口の在り方を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模について検討を行うなど、法科大学院の組織見直しを促進するとともに、引き続き教育の質の確保に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>→ 法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の合否との関連性の検証等を行い、平成 24 年 12 月 6 日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性</p>
(2) 入学者の質の確保 ア 適性試験の活用 法科大学院における 入学者の質を確保する 観点から、適性試験の成 績と法科大学院入学後	

勧告	政策への反映状況
<p>の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の合否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p> <p>→ 文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等について引き続き検討を続ける。</p> <p>⇒ 法曹養成制度改革顧問会議等において、適性試験制度が実施されてから 10 年以上経過したため、改めて適性試験の存在意義、有用性、在り方を検討するべきとの指摘がなされたことを踏まえ、平成 27 年 7 月に開催された法科大学院特別委員会において、適性試験の有用性や実施方法等について審議が行われた。文部科学省としては、今後も適性試験の在り方について議論を継続して実施していく。</p>
<p>イ 競争性の確保</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成 24 年度の調査では、競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)において、「競争倍率 2 倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p> <p>→ 「競争倍率 2 倍の確保」については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)に基づき、各法科大学院が競争倍率 2 倍の確保に取り組み、競争倍率 2 倍未満の法科大学院は、平成 24 年度の 13 大学から 25 年度の 7 大学に減少している。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成 25 年 11 月 11 日)において、課題が深刻な法科大学院の抜本的組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとし、その中で、前年度の入学者選抜における競争倍率が 2 倍未満の場合は公的支援に係る加算率を減ずることとするなどの措置を平成 27 年度予算から実施することを予定しており、入学者選抜における競争性の確保について各法科大学院の取組を促している。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求める。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p>	<p>⇒ 細目省令の改正と同時に「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」(平成 27 年 3 月 31 日 文部科学省高等教育局長。以下「施行通知」という。) を認証評価機関に通知し、競争倍率が 2 倍を下回っている法科大学院については、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念されることから、評価の実施に当たり、入学者の質の確保について重点的に確認する必要があることを求めている。施行通知については、全ての法科大学院にも周知しており、入学者の質の確保に向けた更なる取組を促しているところである。</p> <p>平成 27 年 6 月に決定された推進会議決定において、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成 27 年度中に検討し、整備することとされていることから、現在、27 年度入学者の選抜における競争倍率が 2 倍を下回るなど、施行通知に示された客観的指標の目安を下回る法科大学院に対して調査を実施しているところである。今後は、調査の結果も踏まえつつ、当該体制及び手続の整備の在り方についても検討を続ける。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成 24 年度の調査から新たに入学定員充足率が 5 割に満たない法科大学院や入学者が 1 術であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進めることを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成 24 年 9 月 7 日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が 3 割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、引き続き定員充足率等に課題を抱える法科大学院に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を促進している。この結果、平成 26 年度の入学定員は、ピーク時の 19 年度の 5,825 人から 3,809 人となっている。</p> <p>このような中、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日)では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成 25 年 11 月 11 日)に基づき、入学定員と実入学者数との差を縮小させるため、現在の入学定員の</p>

勧告	政策への反映状況
<p>エ 多様性の確保</p> <p>多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改編の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定することとし、平成 27 年度予算から実施する予定である。また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日)において、公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合・改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図り、法科大学院の定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理することとされた。なお、平成 26 年 3 月末時点で、組織見直し（統合、募集停止、廃止）を公表した法科大学院は 15 校となっている。</p> <p>さらに、未修者の確保については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成 25 年 11 月 11 日)を通じ周知された法学系以外の課程の出身者、社会人等の多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、未修者の確保に配慮することとし、平成 27 年度予算から実施することを予定している。</p> <p>⇒ これまでの数次にわたる公的支援の見直しを実施してきた結果として、平成 28 年度の法科大学院の入学定員は 2,724 人となる見込みであり、ピーク時（5,825 人（平成 19 年度））から約 55% の定員が削減されることとなる予定である。</p> <p>また、公的支援の見直しの強化により、平成 27 年 7 月 15 日までに法科大学院 29 校が募集停止を表明した。このように、公的支援の見直しにより、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に進んでいるものと考えている。</p> <p>文部科学省では、引き続き客観的指標を用いた公的支援の見直しを継続するとともに、推進会議決定で示された法曹人口の在り方を踏まえ、目指すべき法科大学院の定員規模について検討を行うことにより、法科大学院の組織見直しを促進していく。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>→ 非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指すことされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。</p> <p>→ 多様な人材の受入れについては、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」(平成 25 年 11 月 11 日)において、法科大学院に対する公的支援の基礎額及び加算額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合などの多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標を加えることにより、多様な人材を受け入れることに配慮することとした。</p> <p>また、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向け</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(3) 修了者の質の確保</p> <p>ア 厳格な成績評価</p> <p>法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求ること。</p> <p>また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求ること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>た基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日) を踏まえ、法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より良い教育課程の在り方等について、平成 26 年 7 月の実施に向けて検討し、順次、実施する。</p> <p>⇒ 平成 27 年度予算より公的支援の基礎額の算出に際して、法学系以外の課程出身者又は社会人の入学者数・割合を考慮し、多様な人材の確保に向けた取組を進めている。</p> <p>また、多様なバックグラウンドを持った者を法曹に養成する観点から、法学未修者の教育の質を保証していくため、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」について、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施したところである。試行試験の実施に当たっては、文部科学省にも有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に第 2 回試行試験の基本的な方向性を取りまとめた。第 2 回試行試験は、平成 28 年 3 月に、対象を 1・2 年次に拡大し、法学既修者も含めて実施する予定である。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を平成 26 年 8 月に発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めたところである。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。</p> <p>これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図った。</p> <p>→ 法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行った結果、課題が深刻な法科大学院において、改善の取組を進めていることは確認できたものの、諸課題を改善し、成果を挙げることができるとまでは言い難く、依然、厳しい状況にある法科大学院が存在することが報告された。</p> <p>このような状況も踏まえ、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成 26 年 3 月 31 日) を踏まえ、法科大学院に対する認</p>

勧告	政策への反映状況
<p>イ 共通的な到達目標</p> <p>法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>証評価の見直しを通じた法科大学院における成績評価の厳格化を促進する措置や、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとしての共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行等を平成27年3月を目途に進める。</p> <p>⇒ 細目省令の改正と同時に施行通知を認証評価機関に通知し、司法試験合格率が全国平均の半分を下回る法科大学院については、教育の実施状況や教員の質の保証に課題があることが強く類推されることから、評価の実施に当たり、法科大学院としてふさわしい教育の質が確保できているかを重点的に確認することを求めている。施行通知については、全ての法科大学院にも周知しており、厳格な成績評価を含めた教育の質の確保について、更なる取組を促している。</p> <p>また、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」について、法学未修者1年次生を対象として本年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省にも有識者会議を設け、平成27年7月に第2回試行試験の基本的な方向性を取りまとめた。第2回試行試験は、平成28年3月に、対象を1・2年次に拡大し、法学既修者も含めて実施する予定である。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。</p> <p>→ 修了者の質の一定水準を確保するための共通的な到達目標については、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルに基づき、平成25年4月時点で、全法科大学院73校のうち、69校が到達目標を策定、又は策定予定となつておらず、未策定校に対して、策定を働きかけている。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日）を受け、文部科学省は、中教審の審議を踏まえ、5年以内（平成30年7月）に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行うこととされたところである。</p> <p>文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成26年3月31日）を踏まえ、共通的な到達目標モデルを踏まえた共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行等の検討や、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底、法科大学院に対する認証評価を通じた法科大学院として求められる成果を挙げているかの厳格な評価についての検討を、平成27年3月を目途に進める。</p> <p>⇒ 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者1年次生を対象として平成27年3月に第1回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ウ 未修者対策</p> <p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>設け、平成 27 年 7 月に第 2 回試行試験の基本的な方向性を取りまとめた。第 2 回試行試験は、平成 28 年 3 月に、対象を 1・2 年次に拡大し、法学既修者も含めて実施する予定である。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→ 法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p> <p>→ 法学未修者教育について、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日）では、文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を 1 年以内（平成 26 年 7 月）に検討し、実施準備を行うこととされたところである。これを受け、文部科学省においては、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を踏まえ、共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行を平成 27 年 3 月を目途に行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化を始め、より効果的な教育課程などの検討を 26 年 7 月までに進める。</p> <p>⇒ 法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして構想された「共通到達度確認試験（仮称）」については、法学未修者 1 年次生を対象として平成 27 年 3 月に第 1 回試行試験を実施した。試行試験の実施に当たっては、文部科学省に有識者会議を設け、平成 27 年 7 月に第 2 回試行試験の基本的な方向性を取りまとめた。第 2 回試行試験は、平成 28 年 3 月に、対象を 1・2 年次に拡大し、法学既修者も含めて実施する予定である。</p> <p>さらに、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするため、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」を発出し、法学未修者が、法律基本科目について従前よりも柔軟なカリキュラムを組めるよう、法令の運用を改めた。</p>
<p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→ 法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（平成 24 年 9 月 7 日）を公表した。</p> <p>具体的には、平成 26 年度予算から、</p> <p>① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に加え、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>まえ、必要な改善措置を講ずること。</p> <p>また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>新たに「入学定員充足率」を指標に追加し、これら3つの指標のうち、複数の指標に該当した場合に、公的支援の見直しの対象とする。</p> <p>② 単独の指標のみでも、特に深刻な課題を抱える場合は、公的支援の見直しの対象とする。</p> <p>③ 「入学定員充足率」の指標が追加されたことで、「競争倍率」の指標が軽視されることのないよう、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとするといった改善方策を実施することとした。</p> <p>→ 法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（平成24年9月7日）において、平成26年度予算から対応し、入学者選抜の公的支援の見直し対象となった法科大学院が計18校となつたところである。</p> <p>また、法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日）では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められた。このため、文部科学省においては、課題が深刻な法科大学院の抜本的な組織見直しを早急に促す観点から、公的支援の見直しの更なる強化を図るため、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成25年11月11日）を公表した。</p> <p>具体的には、司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき全ての法科大学院を3つの類型に分類する。さらに、各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定する。その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設した。公的支援の見直しの更なる強化は、平成27年度予算から実施することを予定しており、全ての法科大学院を対象に、入学定員の見直しや抜本的な組織見直しを更に促進している。</p> <p>→これまでの数次にわたる公的支援の見直しを実施してきた結果として、平成28年度の法科大学院の入学定員（予定）は2,724人となる見込みであり、ピーク時（5,825人（平成19年度））から約55%の定員が削減される予定となっている。また、平成27年7月15日までに募集停止を表明した法科大学院は29校に上るなど、公的支援の見直しにより、法科大学院の自主的な組織見直しが着実に進んでいるものと考えている。</p> <p>文部科学省では、引き続き客観的指標を用いた公的支援の見直しを継続することとしている。</p>
<p>3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携</p> <p>司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学</p>	<p>(法務省)</p> <p>→ 司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、総務省の勧告で「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成25年1月4日、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどした平成24年司法試験の採点実感等に関する意見を公表し、情報提供をより充実させた。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供すること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成 24 年 10 月 9 日、法科大学院 1 校から該当する要請があったことから、同月 11 日、同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p> <p>→ 「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成 25 年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成 25 年司法試験においては、要請のあった法科大学院 5 校に対し、同情報を提供している。</p> <p>→ 「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成 26 年司法試験においても、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込んだ採点実感等を公表した。</p> <p>また、「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成 26 年司法試験においては、要請のあった法科大学院 5 校（平成 27 年 5 月 21 日現在）に対し、同情報を提供している。</p> <p>平成 27 年司法試験以降についても上記の取組について引き続き行う。</p>
<p>4 修了者等への支援策</p> <p>法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも 5 年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。</p> <p>修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>→ 平成 24 年 7 月 19 日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることができ期待される旨を明記するとともに、平成 24 年 7 月 20 日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成 24 年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。</p> <p>これに併せ、文部科学省が、平成 23 年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査（過去 5 年度分）について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24 年度も調査を実施した。</p> <p>→ 修了者の進路の把握については、平成 23 年度より、法科大学院修了者の進路に関する調査を継続して実施し、各法科大学</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>院において総合的な集積・管理を行わせることにより、修了者等への就職支援等の充実を図っている。</p> <p>また、これらを踏まえ、「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成 26 年 3 月 31 日）を受けて、進路指導体制の充実等を始め、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応に向けた検討を進める。</p> <p>⇒ 文部科学省が平成 23 年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査を今後も継続することで、法科大学院における修了者の進路状況の把握や、就職支援の充実を促すこととしている。</p>